

事 務 連 絡

平成19年6月1日

各地方運輸局自動車交通部旅客（第一・第二）課長 殿

沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長 殿

自動車交通局旅客課

新輸送サービス対策室長

改正前の道路運送法第80条第1項の許可を受けた訪問介護員等の

講習の取扱いについて

訪問介護事業所等の指定を受けた旅客自動車運送事業者を運送需用者とする訪問介護員等による自家用自動車の有償運送の許可については、「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて」（平成18年9月25日付け国自旅第169号。以下「169号通達」という。）により取り扱っているところであるが、平成18年9月30日以前に改正前の道路運送法第80条第1項の許可を受けた訪問介護員等であって、かつ、「自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について」（平成18年9月29日付け国自旅第186号）で定める福祉有償運送運転者代替講習を修了した者については、169号通達のⅡ. 3. (3). ②で定める講習の修了者として取り扱うこととしたので、了知されるとともに関係者に周知願いたい。